

計画の策定に当たって

- 1 計画策定の目的
- 2 計画期間
- 3 計画の位置付け
- 4 用語の定義

序章 計画の策定に当たって

1 計画策定の目的

本計画は、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造を目的として制定された、「さいたま市文化芸術都市創造条例」（施行：平成 24（2012）年 4 月 1 日）第 6 条の規定に基づき、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画として策定するものです。

さいたま市文化芸術都市 創造条例

文化芸術都市の創造に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民等の理解と協力を得ながら、文化芸術都市の創造のための施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、もって市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するために制定しました。

条例の理念を
具現化するため
の計画

さいたま市文化芸術都市創造計画 [計画期間：平成 26 年度～平成 32 年度]

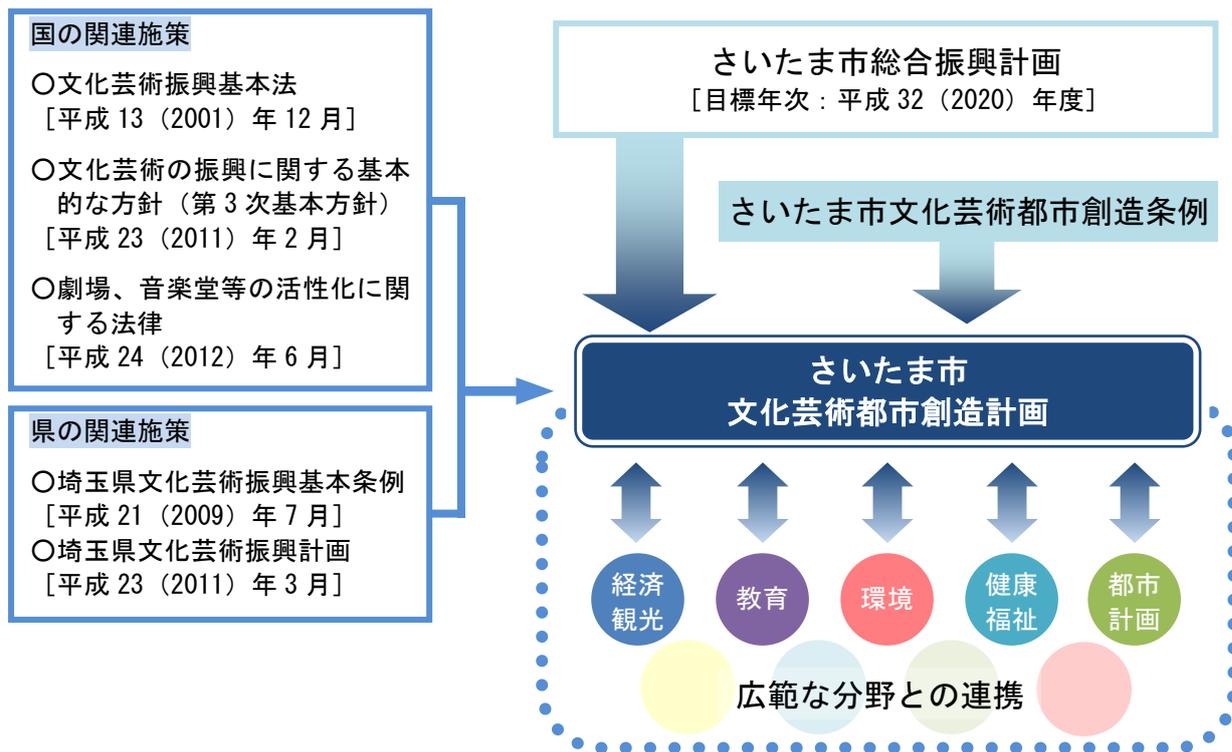
文化芸術の 創造性を活かした まちづくり

教育、観光、健康福祉、都市計画などの幅広い分野や関係団体等との連携、地域経済の活性化・産業の振興への配慮といった新たな視点に立って施策展開を図ります。

2 計画期間

本計画の計画期間は、さいたま市総合振興計画基本構想の目標年次と合わせ、平成 26（2014）年度から平成 32（2020）年度までの 7 年間とします。

3 計画の位置付け



4 用語の定義

本計画における「文化芸術」「文化芸術都市」「市民等」の用語については、「さいたま市文化芸術都市創造条例」に定義するとおりとします。

用語	定義
文化芸術	次に掲げる芸術等であって、盆栽、漫画、人形、鉄道といった地域の活性化及び都市としての魅力の増進に資するものをいう。 ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術 イ 芸能（伝統的又は民俗的な芸能に加え、落語、歌唱等の芸能をいう。） ウ 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化 エ 囲碁、将棋その他の国民的娯楽
文化芸術都市	市民等が自主的に文化芸術に関する活動を行い、又は文化芸術を享受することにより市民等の文化芸術以外の分野における活動が促進され、かつ、文化芸術の振興を契機として地域が活性化し、市民等が充実した生活を送ることのできる活力のある都市をいう。
市民等	市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する者、市内において事業活動を行う者及び市内において文化芸術活動を行う者をいう。